

江別市景観委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 江別市景観委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の30分前から受付を開始し10分前に受付を終了しますので、受付で整理券を受領し、事務局の指示に従い入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴にあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明すること及び議事に関し発言することはできません。
- (2) 会場内において、携帯電話の使用、飲食はできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録音、録画等はありません。ただし、委員長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。